

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年2月20日

四市複合事務組合監査委員 栗林紀子  
同 森谷宏

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
馬込斎場及びしおかぜホール茜浜	令和8年1月19日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>[指摘事項] 行政財産使用許可にかかる使用料の誤り</p> <p>馬込斎場内のガバナー設備及びガス配管の設置にかかる行政財産の使用許可について、四市複合事務組合行政財産使用料条例第2条において準用する船橋市行政財産使用料条例第2条の規定により算出する使用料が誤っていた。</p> <p>四市複合事務組合に確認したところ、前年度を踏襲していたことや準用する船橋市行政財産使用料条例の解釈を誤認していたことなどが原因とのことであった。</p> <p>今後は、同条例に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。</p> <p>[指摘事項] 交付した適格請求書の写しの保存期間に関する不備</p> <p>交付した適格請求書（インボイス）の写しについて、保存期間が5年間である簿冊に保存していた。</p> <p>消費税法施行令第70条の13第1項では、交付した適格請求書（インボイス）の写しの保存は、交付した日の属する課税期間の末日（3月31日）の翌日から2月を経過した日（6月1日）から7年間の保存が必要とされている。</p> <p>四市複合事務組合に確認したところ、適格請求書（インボイス）の写しの保存期間について、国からの通知等により認識はしていたが、簿冊の保存期間の変更を失念していたとのことであった。</p> <p>今後は、法令に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>当該条例の規定を確認の上、改めて行政財産使用料の算定を行い、令和3年度から令和7年度までの5年分における正しい使用料と既納付額の差額について、使用許可している業者に対し、請求した。</p> <p>今後は、根拠となる条例を都度確認の上、請求を行い、再発防止を図っていく。</p> <p>今回該当となった適格請求書（インボイス）の写しについて、新たに10年保存の簿冊を作成の上、綴り直した。</p> <p>今後は法令に則って適正な事務の執行に努める。</p>